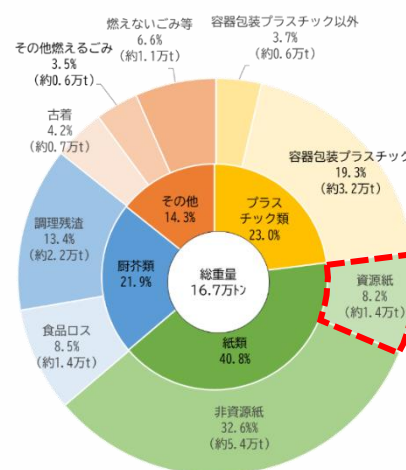


神戸市環境局のお知らせ

資源紙のリサイクルにご協力をお願いします

現在、事業所から排出される「可燃ごみ」には、リサイクル可能な資源が多く含まれています。

- 資源紙
- プラスチック類
- 食品廃棄物（食品ロス）



事業系ごみ総重量と組成

これらは正しく分別すると、ごみの減量と資源化につながります。

特に資源紙は、多くの自治体で既に可燃ごみとしての排出を禁止しており、神戸市においても可燃ごみとしての排出禁止を見据え、紙類の資源化を推進していきます。

裏面を参考に、紙類の分別の徹底とリサイクルにご協力ください。



紙類の資源化の方法

紙類を資源化するためには、まず、きちんと分別することが大切です。

きちんと分別すると、条件によっては買取される場合があります。

排出方法などの詳細は、以下のとおりです。

分別方法の
詳細↓



ホームページ↓



- **事業系資源紙取扱事業者に相談する**

資源紙を取り扱っている（収集・受入など）事業者です。

回収可能な資源紙の種類（品目）、回収条件なども紹介しています。

- **事業系資源紙回収協力事業者に持ち込む**

営業時間内に資源紙を持ち込むと、無料で引き取りを行う事業者です。



- **市内各所の回収拠点に持ち込む**

資源紙を手軽に持ち込むことができるよう、市内の各所に無人の事業系資源紙回収拠点があります。



- **現在契約している、事業系ごみの収集運搬
事業者**に相談する



アンケート調査にご協力ください

回答↓

事業系ごみのリサイクルを進めるため

あなたのお店・事業所のごみの出し方について伺います。



問い合わせ 神戸市環境局事業系廃棄物対策課

電話 | 078-595-6110 FAX | 078-595-6250

e-mail | gs_jigyokei@city.kobe.lg.jp

